

<地域福祉支援計画策定ガイドライン※の主なポイント>

※ 令和3年3月31日 子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知  
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について

- 各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」である。
- 支援計画の計画期間は、他計画との調整が必要であることから概ね5年とし、3年で見直すことが適当である。
- 平成29年改正法及び令和2年改正法により追加される記載事項については、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手すること。
- 都道府県地域福祉支援計画に記載すべき事項

**I.地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（16項目を例示）**

II.市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

III.社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

IV.福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

**V.市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項（法第106条の3第1項各号関係）**

VI.都道府県社会福祉協議会の活性化等

**I.地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（共通記載事項）（16項目の例示と第4期計画等）**

(1) 例示項目		(2) 第4期地域福祉支援計画対応状況（主な項目）	(3) 次期計画への記載検討事項（事務局案）
項目	概要		
<b>① 課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携</b>	▶ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組みなど	○福祉教育の推進 ○安心・安全な福祉のまちづくり ○高齢者や障がい者等への消費者被害対策 ○行政の福祉化（障がい者等への雇用・就労機会の創出）等	○包括的な支援体制の整備
<b>② 各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野</b>	▶ 地域の課題や資源の状況に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策	○包括的支援体制の整備 ○ヤングケアラーへの支援 ○災害時における避難行動要支援者に対する支援等 ○福祉・介護を支える人材の確保 等	○包括的な支援体制の整備 ○ポストコロナへの対応（地域福祉DX、生活困窮者支援） ○孤独・孤立対策 ○地域福祉人材の育成
<b>③ 制度の狭間の課題への対応の在り方</b>	▶ 既存制度の明確に位置づけられていないが、何らかの支援が必要な、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方	○CSWの設置促進 ○各コーディネーターの協働体制づくり（ネットワーク強化） ○重層的支援体制整備事業の創設 ○ひきこもり支援 等	○包括的な支援体制の整備 ○ポストコロナへの対応（例：外国人支援）

# 社会福祉法の一部改正等による地域福祉支援計画への記載事項（整理票）

(1) 例示事項		(2) 第4期地域福祉支援計画対応状況 (主な項目)	(3) 次期計画への記載検討事項 (事務局案)
事項	概要		
④ <u>生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</u>	▶生活困窮者、社会的孤立状態にある者、複合化した課題を有する者・世帯に対応する相談支援体制の在り方など	○大阪しあわせネットワーク（自立相談支援） ○地域包括ケアシステムづくりの促進等 ○民生・児童委員と関係機関のネットワークづくり 等	
⑤ <u>共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開</u>	▶高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備や農園における高齢者・障がい者等が活躍するなど役割を生み出し得る共生の場の整備など	○社会福祉法人による地域による公益的な取組	○多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用
⑥ <u>居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</u>	▶住宅セーフティネット法の一部改正を踏まえ、生活困窮者や高齢者、障がい者等のうち、住宅等に配慮を要する者の住まいの確保など	○大阪しあわせネットワーク（生活困窮者等の居住支援） ○住宅確保に配慮を要する方への居住支援	
⑦ <u>就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</u>	▶生活困窮者、高齢者、障がい者等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方など	○大阪しあわせネットワーク（生活困窮者等の就労支援） ○子どもの貧困（保護者の就労支援）	
⑧ <u>自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</u>	▶自殺対策と福祉分野に共通して求められる早期発見の地域づくりや居場所づくりなど一体的に実施することが望ましい事項	○自殺対策（地域づくりによる早期発見） 等	
⑨ <u>市民後見人等の育成や活動支援など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</u>	▶地域づくりを踏まえた権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築や中核機関の在り方、市民後見人等の養成、日常生活自立支援事業の対象とならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者への支援など	○市民後見人の養成等 ○権利擁護の環境整備（対応困難への専門相談支援） ○成年後見制度の利用促進（日常生活自立支援事業からの移行・制度の利用促進等）	○「地域における公益的な取組」としての法人貢献活動支援
⑩ <u>高齢者や障がい者、児童に対する虐待への統一的対応や、虐待を行った養護者・保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</u>	▶高齢者、障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った者を加害者として捉えるのではなく、養護者等として支援など	○虐待やDV防止に向けた地域への理解促進や、関係機関の連携強化 等	
⑪ <u>保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</u>	▶保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要なサービス等を提供し地域生活を可能にするための方策など	○地域生活定着支援センターの理解等促進 ○大阪府再犯防止推進計画の策定	
⑫ <u>地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</u>	▶誰もがいつでも立ち寄れる居場所や地域住民等の新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点整備など	○府有施設等を活用した居場所づくり 等	○興味・関心にあつたテーマ型の居場所の推進

## 社会福祉法の一部改正等による地域福祉支援計画への記載事項（整理票）

(1) 例示事項		(2) 第4期地域福祉支援計画対応状況 (主な項目)	(3) 次期計画への記載検討事項 (事務局案)
事項	概要		
⑬ <u>地域住民等が主体的に地域生活課題解決に向けた地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</u>	▶ 高齢者や障がい者、子ども等の各計画で定める圏域や住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組める圏域などの整理	○ 3章2(1) 地域福祉のセーフティネットの拡充にて、「日常生活圏域」、「サービス圏域」、「市町村域」、「府域」に分けて役割・支援体制について整理	
⑭ <u>地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</u>	▶ 地域課題を解決するため、公的財源のみならず、民間資金（寄附や共同募金等）の活用、社会福祉法人による公益的な取組みや企業の社会貢献活動との協働など	○ 福祉基金の効率的な運営、手法検討 ○ 民間企業の社会貢献活動 等	
⑮ <u>地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</u>	▶ 市町村における地域づくりに資する複数の事業を一体的に進めるための具体的方策や財源など	○ 市町村担当課長会議等を活用した情報提供 ○ 地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援 等	○ 地域福祉・高齢者福祉交付金の効果的な活用
⑯ <u>全庁的な体制整備</u>	▶ 福祉分野に限らず、保健・医療も含めた部局横断的な連携体制の整備	○ 地域共生社会の実現 ○ 関係機関の連携によるオール大阪体制 等	○ 福祉と教育の連携

### V. 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項（法第106条の3第1項各号関係）

(1) 内容	(2) 第4期地域福祉支援計画対応状況 (主な項目)	(3) 次期計画への記載検討事項 (事務局案)
1) 単独市町村で解決が難しい地域生活課題に対する支援体制 2) 都道府県域で推進する独自施策 3) 地域づくりを進めるための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言 等	○ C S W・市民後見人等の人材育成 ○ 市町村の施策立案支援 ○ 市町村担当課長会議を活用した情報提供 ○ 市町村地域福祉計画の改定支援 等	○ 法第106条の3第1項各号に掲げる施策の実施にとどまらず、広く市町村の包括的な支援体制の整備の実施に対する支援